

平成30年度 国民健康保険税について

期 別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	※納付書は7月 中旬に1年分を 発送します。
納期限	7/31	8/31	10/1	10/31	11/30	12/25	1/31	2/28	

※納税通知書は世帯主宛に送付します。

1. 保険税について

国民健康保険に加入すると医療分・支援分に加えて、40才以上65才未満（介護保険第2号被保険者）の方は、介護分を合わせて国民健康保険税として納めていただきます。

- * 支援分とは、後期高齢者医療制度の創設に伴ってできた後期高齢者支援金等の財源として平成20年度から課税されることとなったものです。
- * 介護保険は、40才以上のすべての人が強制加入となります。
なお、資格取得日は40才の誕生日の前日からとなります。
(65才以上の方（介護保険第1号被保険者）は、介護保険料として原則的に年金の支給額から差し引かれることになります。)

2. 保険税の算出方法

課税の方法	医 療 分 税率 (A)	支 援 分 税率 (B)	介 護 分 税率 (C)	課 税 の 基 礎
所 得 割	① 7.00%	[1] 2.30%	(a) 2.00%	世帯の所得(29年中)に応じて計算
均 等 割	② 22,200 円	[2] 11,400 円	(b) 13,800 円	世帯の加入者数に応じて計算
平 等 割	③ 27,000 円			一世帯あたり
算出税額 (保険税)	A. 医 療 分 ①+②+③=年税額 (課税限度額 58万円) B. 支 援 分 [1]+[2]=年税額 (課税限度額 19万円) C. 介 護 分 (a)+(b)=年税額 (課税限度額 16万円)			A + B + C = 算出税額 (国民健康保険税) 93万円 ※ C. 介護分は、40才以上65才未満の方が該当となります。

※ 年度の途中で加入したり脱退した時は月割りで計算し、納税通知書は届出のあった翌月に発送します。
(4月～6月加入の方は、7月に納税通知書を発送します。)

国民健康保険税・介護保険料の問い合わせ

国民健康保険の資格・療養費について	— 市民生活課	☎7093-7839(直通)	保険年金係	(内線 132・135)
保 險 税 の 内 容 に つ い て	— 税 務 課	☎7093-7832(直通)	市民税係	(内線 164)
納 付 に つ い て	— 税 務 課	☎7093-7832(直通)	納税推進室	(内線 159・160)
65歳以上の方の介護保険の資格・給付・納付について				
	— 健康推進課	☎7093-7111(直通)	介護保険係	(内線 123・124)